

要安全確認計画記載建築物の要件

○通行障害既存耐震不適格建築物

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物で、敷地が愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された耐震診断義務付け道路に接し、地震により倒壊した場合、前面道路の幅員の1/2以上を閉塞するおそれのある建築物。

○耐震診断義務付け道路

愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第1次緊急輸送道路を基本に、広域的な避難、救助活動の観点から、沿道建築物の耐震化に緊急かつ重点的に取り組む路線として愛知県建築物耐震改修促進計画で指定された路線。

豊橋市内の耐震診断義務付け対象路線（平成26年3月指定道路）		
国道1号	国道23号	国道42号
国道247号	国道259号 ^{※1}	主要地方道 豊橋渥美線（2号）
主要地方道 東三河環状線（31号）	一般県道 湖西東細谷線（173号）	一般県道 東七根藤並線（406号）

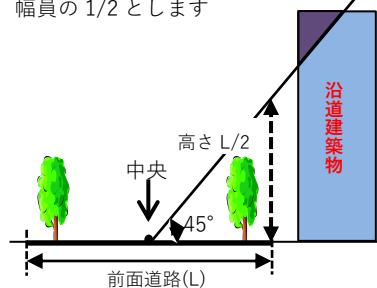
※1 当初指定時から一部区間で路線名の変更があった路線（豊橋市植田町・老津町線（283号））を含みます。



○通行障害建築物となる要件

① 道路幅員 12mを超える場合

前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2とします



② 道路幅員 12m以下の場合

前面道路幅員が12m以下の場合は、6mとします

